

岩手労働局

厚生労働省岩手労働局発表
平成 28 年 6 月 13 日

【照会先】
岩手労働局雇用環境・均等室
室 長 石原 房子
雇用環境改善・
均等推進監理官 長内 勝徳
(電話) 019 - 604 - 3010

報道関係者 各位

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」 に関する要請を実施します

～ はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方 ～

岩手労働局（局長 久古谷 敏行）では、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などをはじめとした「働き方改革」の実現に向けた取組を進めています。

その「働き方改革」の一環として、今年も日照時間が長い夏の間、「朝方勤務」や「フレックスタイム制」の活用など、夏の生活スタイルを変革する「ゆう活」への取組をそれぞれの企業の実情に応じて労使で自主的にご検討いただくよう、岩手労働局長が岩手県経営者協会会長（北日本銀行頭取 佐藤安紀）、公益財団法人岩手労働基準協会会長（東北電力㈱岩手支店長 九萬原敏已）及び日本労働組合総連合会岩手県連合会会長（会長 豊巻浩也）に対して協力要請を行います。

記

- 1 公益財団法人岩手労働基準協会
日 時 平成 28 年 6 月 14 日（火） 15 時～
場 所 ホテル東日本盛岡 3F 青雲の間
住 所 盛岡市大通り 3 - 3 - 18
- 2 日本労働組合総連合会岩手県連合会会長への要請
日 時 平成 28 年 6 月 15 日（水） 16 時～
場 所 日本労働組合総連合会岩手県連合会
住 所 盛岡市菜園 1 - 3 - 6 農林会館 4 F
- 3 一般社団法人岩手県経営者協会会長への要請
日 時 平成 28 年 6 月 29 日（水） 10 時 30 分～
場 所 北日本銀行本店応接室
住 所 盛岡市中央通 1 - 6 - 7

取材に当たってのお願い
取材を希望される場合は、要請日の前日 17 時までには右上の照会先まで
ご連絡をお願いします。

団体の長 殿

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」 に関する要請書

日頃から労働行政の推進に当たり特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、岩手県の経済情勢は緩やかな回復基調にあるところですが、労働力人口が減少していく中、経済の好循環を実現するためには、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっています。

しかしながら、岩手県内の状況をみますと、平成 26 年の一人平均総実労働時間は 1,892 時間と全国平均の 1,788 時間より 104 時間長く（2 年連続全国 2 番目）、年次有給休暇の取得率は、全国平均 49.39%を下回り 46.77%（全国 30 番目）となっています。

このため、岩手労働局におきましては、平成 27 年 1 月 8 日に『岩手労働局働き方改革推進本部（本部長：岩手労働局長）』を設置し、長時間労働の抑制や年次休暇の取得促進などをはじめとした「働き方改革」の取組を進めているところです。

「働き方改革」については、先日政府としてまとめた「ニッポン一億総活躍プラン」においても「最大のチャレンジ」とされるなど、政府全体としての非常に重要な課題となっており、「働き方改革」の実現のためには、これまでの働き方を大きく見直すことが重要とされ、個々の企業において、長時間労働を前提とした従来の労働慣行を改めることや、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成することなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれています。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として昨年から、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開したところです。本年は、昨年の取組に関する企業アンケート調査の結果等を踏まえ、「ゆう活」の本来の趣旨は単なる始業時間の前倒しではなく、仕事と生活の調和の実現などであることや、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であることなどのポイントをお伝えしながら、広く「ゆう活」が浸透するよう展開してまいります。

つきましては、これまでも貴会（団体）より、傘下団体・企業（関係労働組合）等への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御尽力を賜ってきたところではありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に向けた周知啓発につきまして御協力賜りますようお願い申し上げます。

岩手労働局長

久古谷 敏行